

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	沖縄総合事務局長
【提出日】	平成21年6月16日
【事業年度】	第18期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	沖縄セルラー電話株式会社
【英訳名】	OKINAWA CELLULAR TELEPHONE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北川 洋
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号
【電話番号】	098(869)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 仲宗根 朝整
【最寄りの連絡場所】	沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号
【電話番号】	098(869)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 仲宗根 朝整
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
営業収益(千円)	44,582,154	46,077,044	46,883,279	48,054,526	46,087,206
経常利益(千円)	7,861,288	9,700,568	11,003,089	10,301,079	10,513,549
当期純利益(千円)	5,028,765	6,074,202	6,927,958	6,466,837	5,997,615
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	1,414,581	1,414,581	1,414,581	1,414,581	1,414,581
発行済株式総数(株)	136,710	273,420	273,420	273,420	273,420
純資産額(千円)	18,396,298	23,677,342	29,201,828	33,707,773	37,780,692
総資産額(千円)	26,348,506	31,562,071	36,754,949	41,809,318	46,801,986
1株当たり純資産額(円)	134,494.90	86,558.74	106,802.09	123,282.03	138,178.23
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	4,000.00 (2,000.00)	4,500.00 (2,000.00)	6,000.00 (2,500.00)	7,000.00 (3,500.00)	7,250.00 (3,500.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	36,714.70	22,177.43	25,338.15	23,651.66	21,935.54
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	69.8	75.0	79.5	80.6	80.7
自己資本利益率(%)	31.4	28.9	26.2	20.6	16.8
株価収益率(倍)	11.90	12.49	14.72	8.08	7.68
配当性向(%)	8.2	20.3	23.7	29.6	33.1
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	8,862,847	9,941,009	9,386,555	9,458,541	9,304,871
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	2,824,412	7,309,022	8,963,993	9,018,635	8,899,150
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	2,437,417	2,466,217	1,918,903	1,913,202	1,912,493
現金及び現金同等物の期末残高(千円)	5,400,014	5,565,783	4,069,441	2,596,145	1,089,372
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	82 (111)	84 (125)	92 (146)	105 (142)	110 (136)

(注) 1. 上記の数値には、消費税及び地方消費税(以下消費税等)は含まれておりません。

2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので「最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については、記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4. 第14期及び第15期において、平成16年11月22日付及び平成17年9月22日付で所有株式1株を2株の割合で分割しております。なお、1株当たり当期純利益金額は期首に分割が行われたものとして計算しております。

2【沿革】

平成2年10月に本土と沖縄の経済人が沖縄振興のために協力していくことを目的とした「沖縄懇話会」が発足し、その中で、携帯電話会社を設立する方針が明らかにされました。

このような背景のもとで、当社は沖縄地域において携帯・自動車電話サービスを行う会社として、第二電電株式会社（現 KDDI株式会社）をはじめ有力企業の出資により、平成3年6月1日に設立されました。

その後の経緯は以下の通りであります。

- 平成4年3月 第一種電気通信事業許可を郵政省から受ける。
- 平成4年4月 本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
- 平成4年7月 セルラー電話サービス契約約款の認可を郵政省から受ける。
- 平成4年10月 携帯・自動車電話サービス開始。
- 平成6年4月 移動機売切り制の実施。
- 平成7年7月 本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
- 平成8年11月 デジタル（PDC）方式のサービスを開始。
- 平成9年4月 日本証券業協会に株式を店頭登録。
- 平成10年7月 デジタル（CDMA）方式のサービスを開始。
- 平成11年5月 E Z w e b（イージーウェブ）サービスの開始。
- 平成11年11月 プリペイド式携帯電話サービスの開始。
- 平成12年1月 パケット通信サービスの開始。
- 平成12年4月 国際ローミングサービス（GLOBAL PASSPORT）の開始。
- 平成12年6月 第3世代携帯電話システム（IMT - 2000）の認可を郵政省から受ける。
- 平成12年7月 携帯電話サービスのブランド a u（エーユー）の開始。
- 平成12年9月 アナログ（TACS）方式のサービスを終了。
- 平成14年4月 第3世代携帯電話システム「CDMA 1X」サービス開始。
- 平成14年11月 本店所在地を現所在地に移転（那覇市久茂地）。
- 平成15年3月 デジタル（PDC）方式のサービスを終了。
- 平成15年11月 ブロードバンドケータイ「CDMA 1X WIN」サービス開始。
- 平成16年12月 日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
- 平成18年10月 「携帯電話番号ポータビリティ」の開始。
- 平成21年2月 沖縄県南城市に「南城ネットワークセンター」を新設。

3【事業の内容】

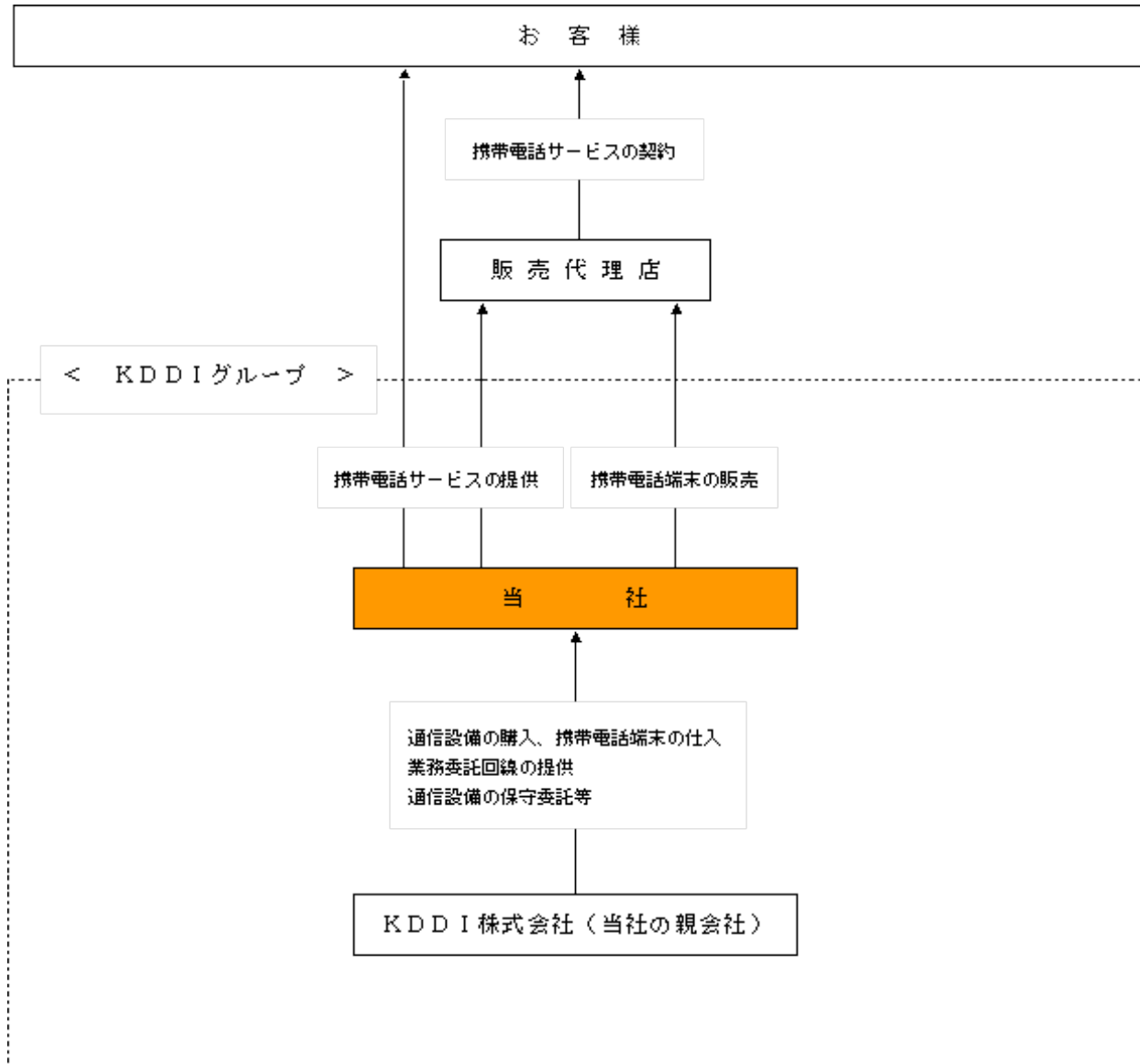
(1) 事業の内容

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び当社の親会社であるKDDI株式会社により構成されており、携帯電話サービスの提供を主たる業務としております。

当社は当社の親会社であるKDDI株式会社から、通信設備の購入及び携帯電話端末の仕入を行っているほか業務委託回線の提供を受けており、当社のお客様であります携帯電話契約者に対しては、携帯電話サービスの提供を行っております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(2) 事業に係る法規制

当社は自ら電気通信設備を設置して電気通信サービスを提供する電気通信事業者であり、電気通信事業を行うにあたり電気通信事業法に基づく登録等を受ける必要があります。また無線基地局、無線システムを用いた中継伝送路などの電気通信設備の設置にあたっては、電波法による無線局の免許等を受ける必要があります。その概要は以下のとおりです。

電気通信事業法

a. 電気通信事業の登録（第9条）

電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りではない。

b. 変更登録等（第13条）

第9条の登録を受けた者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。

c. 登録の取消し（第14条）

総務大臣は、第9条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の登録を取り消すことができる。

- ・当該第9条の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- ・不正の手段により第9条の登録又は第13条第1項の変更登録を受けたとき。
- ・第12条（登録の拒否）第1項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

d. 電気通信事業の届出（第16条）

イ. 電気通信事業を営もうとする者（第9条の登録を受けるべき者を除く。）は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

ロ. 届出をした者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

e. 承継（第17条）

イ. 電気通信事業の全部の譲渡しがあったとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があったときは、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人は、電気通信事業者の地位を承継する。

ロ. 前項の規定により電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

f. 事業の休止及び廃止並びに法人の解散（第18条）

イ. 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

ロ. 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者に対し、その旨を周知させなければならない。

g. 基礎的電気通信役務の契約約款（第19条）

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

h. 提供条件の説明（第26条）

電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者は、電気通信役務の提供を受けようとする者と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

i. 苦情等の処理（第27条）

電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

j. 禁止行為等（第30条）

- イ．総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第34条第2項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が四分の一を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を次に掲げる規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。
- ロ．指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- ・他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
 - ・その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
 - ・他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。
- ハ．総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第1項の規定により指定された電気通信事業者又は第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。
- ニ．第1項の規定により指定された電気通信事業者及び第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。
- ク．電気通信回線設備との接続（第32条）
- 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。
- ・電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
 - ・当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
 - ・前2号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。
- 一．第二種指定電気通信設備との接続（第34条）
- イ．総務大臣は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が四分の一（前年度末及び前々年度末における割合の合計を2で除して計算。）を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。
- ロ．第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、その実施の7日前までに、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- ム．外国政府等との協定等の認可（第40条）
- 電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であって総務省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
- ヌ．事業の認定（第117条）
- 電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者は、次節の規定（土地の使用）の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。
- ヘ．欠格事由（第118条）
- 次の各号のいずれかに該当する者は、前条（事業の認定）第1項の認定を受けることができない。
- ・この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・第125条（認定の失効）第1号に該当することにより認定がその効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者又は第126条（認定の取消し）第1項の規定により認定の取消しを受け、その取消

- しの日から2年を経過しない者
- ・法人又は団体であつて、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの
- p. 変更の認定等（第122条）
認定電気通信事業者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。
- q. 承継（第123条）
 - イ. 認定電気通信事業者たる法人が合併又は分割をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定電気通信事業の全部を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。
 - ロ. 認定電気通信事業者が認定電気通信事業の全部の譲渡をしたときは、当該認定電気通信事業の全部を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。
- r. 事業の休止及び廃止（第124条）
認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- s. 認定の取消し（第126条）
総務大臣は、認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
 - ・第118条（欠格事由）第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
 - ・第120条（事業の開始の義務）第1項の規定により指定した期間（同条第3項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内に認定電気通信事業を開始しないとき。
 - ・前2号に規定する場合のほか、認定電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

電波法

- a. 無線局の開設（第4条）
無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- b. 欠格事由（第5条第3項）
次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。
 - ・この法律又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - ・無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。
 - ・電波法第27条の15第1項（第3号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。
- c. 免許の申請（第6条）
無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
 - ・目的
 - ・開設を必要とする理由
 - ・通信の相手方及び通信事項
 - ・無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局についてはその人工衛星の軌道又は位置、人工衛星局、船舶の無線局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。）、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第四項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外のものについては移動範囲、第18条を除き、以下同じ。）
 - ・電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
 - ・希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）
 - ・無線設備（第30条及び第32条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第2号、第10条第1項、第12条、第17条、第18条、第24条の2第4項、第73条第1項ただし書及び第5項並びに第102条の18第1項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日
 - ・運用開始の予定期日
 - ・他の無線局の第14条第2項第2号の免許人又は第27条の23第1項の登録人（以下「免許人等」とい

う。)との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

d. 変更等の許可(第17条)

免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

e. 無線局の廃止(第22条)

免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

f. 免許状の返納(第24条)

免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1ヶ月以内にその免許状を返納しなければならない。

g. 登録の取消し(第24条の10)

総務大臣は、登録点検事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- ・第24条の2第5項各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- ・第24条の5第1項又は第24条の6第2項の規定に違反したとき。
- ・第24条の7の規定による命令に違反したとき。
- ・第10条第1項、第18条第1項又は第73条第1項の検査を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽って通知したことが判明したとき。
- ・その登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る点検の業務を行ったとき。
- ・不正な手段により第24条の2第1項の登録を受けたとき。

h. 目的外使用の禁止等(第52条)

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))については放送事項)の範囲を超えて運用してはならない。

i. 目的外使用の禁止等(第53条)

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。

j. 目的外使用の禁止等(第54条)

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。

- ・免許状等に記載されたものの範囲内であること。
- ・通信を行うため必要最小のものであること。

k. 目的外使用の禁止等(第55条)

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。

l. 混信等の防止(第56条)

無線局は、他の無線局又は電波天文業務(宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。

m. 秘密の保護(第59条)

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信(電気通信事業法第4条第1項又は第164条第2項の通信であるものを除く、第109条並びに第109条の2第2項及び第3項において同じ。)を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

n. 検査(第73条)

総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局(総務省令で定めるものを除く。)に派遣し、その無線設備等を検査させる。

o. 無線局の免許の取消等(第76条)

イ. 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、3か月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

ロ. 総務大臣は、前項の規定によるほか、登録人が第三章に定める技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録局の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、3ヶ月以内の期間を定めて、その登録の全部又は一部の効力を停止することができる。

ハ. 総務大臣は、免許人(包括免許人を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- ・正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。

- ・不正な手段により無線局の免許若しくは第17条の許可を受け、又は第19条の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - ・前項の規定による命令又は制限に従わないとき。
 - ・免許人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。
- 二．総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。
- ・第27条の5第1項第4号の期限（第27条の6第1項の規定による期限の延長があったときは、その期限）までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。
 - ・正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。
 - ・不正な手段により包括免許若しくは第27条の8の許可を受け、又は第27条の9の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - ・第1項の規定による命令又は制限に従わないとき。
 - ・包括免許人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。
- ホ．総務大臣は、登録人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
- ・不正な手段により第27条の18第1項の登録又は第27条の23第1項若しくは第27条の30第1項の変更登録を受けたとき。
 - ・第1項又は第2項の規定による命令に従わないとき。
 - ・登録人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。
- ヘ．総務大臣は、第3項（第4号を除く。）及び第4項（第5号を除く。）の規定により免許の取消しをしたときは、当該免許人等であった者が受けている他の無線局の免許又は第27条の13第1項の開設計画の認定を取り消すことができる。

非対称規制の整備

平成13年6月22日に公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」では、電気通信事業者の市場支配力に着目し、市場支配力の有無で個々の電気通信事業者への規制内容が決まる非対称規制を導入する措置が講じられました。

市場支配力を有する電気通信事業者には、反競争的行為を防止、除去するための規制が導入される一方で、市場支配力を有さない電気通信事業者に対しては、契約約款、接続協定の認可制等が一定の条件のもとで届出制に緩和される措置が講じられました。

また、これにともない、平成13年11月30日には、市場支配的な電気通信事業者の禁止される具体的な行為等を明確化した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」が、総務省と公正取引委員会の共同で策定されました。

なお、こうした非対称規制は移動体通信事業分野にも導入され、当社の設備が第二種指定電気通信設備として指定を受け、接続約款の届出が義務づけられました。

4【関係会社の状況】

親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の被所有割合 (%)	関係内容
KDDI株式会社	東京都新宿区	141,851	固定通信事業(国内、国際通信サービス、インターネットサービス、ソリューションサービス等)、移動通信事業(携帯電話サービス、携帯電話端末販売等)	51.51	通信設備の購入及び携帯電話端末の仕入、通信設備の保守等、業務委託回線の提供、役員の兼任あり。

(注) KDDI株式会社は、有価証券報告書の提出会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
110 (136)	40.0	8.5	7,368,640

(注) 1. 従業員数は、就業人員(社外から当社への出向者19名を含み、取締役及び監査役の15名並びに当社から社外への出向者3名を除いております。)であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組織されておりませんが、労使関係は円満で、特記する事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

わが国経済は、世界経済の悪化や為替円高を背景に輸出が大幅に減少していることに加え、企業部門の収益悪化に伴う設備投資の減少や雇用削減など、景気は急速な悪化が続いております。

一方、当社業務区域の沖縄県の経済においては、個人消費は買い控えが強まったことによって幅広い品目で販売が伸び悩んでおり、また観光関連では景気悪化による旅行市場全体の冷え込み等により、昨年11月以降、入域観光客数が前年同月を下回って推移しているほか、雇用・所得情勢も弱い動きが続いているなど、県内景気も悪化しております。

この間、国内の携帯電話加入者（PHS除く）は平成21年3月末時点で107,487千契約（前期末比4,762千契約増）、沖縄県では980千契約¹（前期末比43千契約増）となり、携帯電話市場の成熟化とお客様ニーズが多様化する中、各携帯電話事業者は、料金割引サービスの拡充や、幅広いニーズに対応した多種多様な携帯電話端末を導入するなど、事業者間のお客様獲得に向けた競争環境はより厳しいものとなっております。

このような情勢のもと、平成21年3月期（平成20年4月1日～平成21年3月31日）における当社の経営成績は、以下のとおりであります。

(業績の概要)

	平成20年3月期	平成21年3月期	増減	増減率（%）
営業収益（千円）	48,054,526	46,087,206	1,967,319	4.1
電気通信事業（千円）	38,178,602	36,332,363	1,846,238	4.8
附帯事業（千円）	9,875,923	9,754,842	121,080	1.2
営業費用（千円）	37,882,206	35,732,399	2,149,806	5.7
営業利益（千円）	10,172,319	10,354,806	182,487	1.8
経常利益（千円）	10,301,079	10,513,549	212,469	2.1
当期純利益（千円）	6,466,837	5,997,615	469,221	7.3

当事業年度における営業収益については、前期比1,967,319千円減少（4.1%減）の46,087,206千円となりました。このうち、電気通信事業営業収益については、累計契約数が前期比3.5%増加したものの、料金割引サービスの拡充等によってARPU²が前期比8.3%減少したことにより、前期比1,846,238千円減少（4.8%減）の36,332,363千円となりました。附帯事業営業収益については、安心ケータイサポート収入の増加等があったものの、新しい携帯電話販売方法の導入によりお客様の流動が鈍化したことに伴い、代理店への携帯電話販売収入が減少したことから、前期比121,080千円減少（1.2%減）の9,754,842千円となりました。

営業費用については、南城ネットワークセンターの建設や周波数再編に伴い減価償却費や通信設備使用料などが増加し、またauBOXや電池パック無料サービスなどの新サービスに係る費用が新たに発生したものの、新規契約数や機種変更数、並びに携帯電話の販売台数が減少したことに伴い、販売手数料や売上原価が減少したことなどから、営業費用全体では前期比2,149,806千円減少（5.7%減）の35,732,399千円となりました。

営業利益については前期比182,487千円増加（1.8%増）の10,354,806千円、経常利益については前期比212,469千円増加（2.1%増）の10,513,549千円となりました。

当期純利益については、周波数再編に係る設備の減損損失1,030,207千円を特別損失に計上したため、前期比469,221千円減少（7.3%減）の5,997,615千円となりました。

1 . EMOBILEの数値は含まれておりません。また、当社の推計による数値です。

2 . ARPU(Average Revenue Per Unit)：1契約あたりの月間平均収入。音声・データ両サービスにおいて算出。

(事業の状況)

	平成20年3月期	平成21年3月期	増減	増減率(%)
純増契約数	16,700	16,400	300	1.8
累計契約数	463,900	480,300	16,400	3.5
うち「CDMA 1X WIN」	287,400	351,200	63,800	22.2
うち「プリペイド ³ 」	3,900	2,700	1,200	30.9
EZweb ⁴ 契約数	387,700	399,000	11,300	2.9
携帯電話出荷台数	230,000	171,000	59,000	25.7

(注) 1. 契約数には、通信モジュールサービスの契約数も含まれております。

2. 契約数は百契約未満を四捨五入して表示しております。

3. 携帯電話出荷台数は千台未満を四捨五入して表示しております。

	平成20年3月期	平成21年3月期	増減	増減率(%)
解約率 ⁵ (%)	0.79	0.51	0.28ポイント	-
ポストペイド ⁶ 解約率(%)	0.73	0.48	0.25ポイント	-
機種変更率 ⁷ (%)	3.55	2.40	1.15ポイント	-
総合ARPU(円)	6,892	6,319	573	8.3
音声ARPU(円)	4,970	4,318	652	13.1
データARPU(円)	1,922	2,001	79	4.1

当事業年度における事業の状況については、通話料金割引サービスの拡充や、au携帯電話のラインナップとサービスの充実、ネットワーク品質の向上等、お客様重視のサービスに取り組んだ結果、前期末と比較して累計契約数が16,400契約増加(3.5%増)の480,300契約、EZweb契約数が11,300契約増加(2.9%増)の399,000契約となりました。

携帯電話出荷台数については、新しい携帯電話販売方法の導入によりお客様の流動が鈍化したことで、代理店への携帯電話の販売台数が減少したため、前期比59,000台減少(25.7%減)の171,000台となりました。

解約率については、『誰でも割』や家族間通話の無料化の効果などによりお客様の定着化が図られた結果、前期比0.28ポイント減少の0.51%と改善しております。

機種変更率については、平成19年11月に導入した『au買い方セレクト』などの影響により、お客様の機種変更サイクルが長くなる傾向がみられ、前期比1.15ポイント減少の2.40%となりました。

ARPUについては、前期比573円減少(8.3%減)の6,319円となりました。このうち、音声ARPUについては、家族間通話の無料化の影響を主因として前期比652円減少(13.1%減)の4,318円となりました。データARPUについては、第三世代携帯電話『CDMA 1X WIN』ならびにパケット通信料定額サービスの契約比率の増加により、前期比79円増加(4.1%増)の2,001円となりました。

3. プリペイド：ご利用料金前払い方式による携帯電話サービス。

4. EZweb：auが提供する携帯電話によるインターネット接続サービスの名称。

5. 解約率：対象期間の解約数を、対象期間の前月末累計契約数で除したもの。

6. ポストペイド：ご利用料金後払い方式による携帯電話サービス。

7. 機種変更率：対象期間の機種変更数を、対象期間の前月末累計契約数で除したもの。

(2) キャッシュ・フロー

	平成20年3月期	平成21年3月期	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	9,458,541	9,304,871	153,669
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	9,018,635	8,899,150	119,484
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	1,913,202	1,912,493	708
現金及び現金同等物の増減額(千円)	1,473,296	1,506,772	-
現金及び現金同等物の期首残高(千円)	4,069,441	2,596,145	-
現金及び現金同等物の期末残高(千円)	2,596,145	1,089,372	1,506,772
フリー・キャッシュ・フロー(千円)	439,905	405,721	34,184

(注)フリー・キャッシュ・フローは「営業活動によるキャッシュ・フロー」と「投資活動によるキャッシュ・フロー」の合計であります。

当事業年度における現金及び現金同等物については、携帯電話通信料の収入等があったものの、有形固定資産の取得による支出や法人税等の支払い並びに配当金の支払い等により、前期末比1,506,772千円減少(58.0%減)の1,089,372千円となりました。

なお、当事業年度におけるフリー・キャッシュ・フローについては405,721千円となりました。
 当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローについては、減損損失の発生や法人税等の支払額の減少等があったものの、携帯電話の割賦販売による売上債権の増加や税引前当期純利益の減少等により、前期比153,669千円減少(1.6%減)の9,304,871千円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローについては、親会社であるKDDI株式会社への短期貸付金による支出の増加や有形固定資産の取得による支出の増加等があったものの、KDDI株式会社への短期貸付金の回収による収入の増加等により、前期比119,484千円支出が減少(1.3%減)し8,899,150千円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローについては、前年比708千円支出が減少(0.0%減)し1,912,493千円の支出となりました。配当金の支払額が前期と同水準であったため、ほぼ前期並みとなりました。

2【仕入及び営業の状況】

(1) 仕入実績

当事業年度の仕入実績は、次のとおりであります。

品種別	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	前年同期比(%)
携帯電話端末機器及び付属品 (千円)	7,148,795	20.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 営業実績

当事業年度の営業実績は、次のとおりであります。

事業部門	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	前年同期比(%)
電気通信事業(千円)	36,332,363	4.8
附帯事業(千円)	9,754,842	1.2
合計(千円)	46,087,206	4.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社の携帯電話事業は、携帯電話市場の成熟化と料金割引サービスの拡充によりARPUが低下するなど、収益環境は一層厳しいものとなりましたが、ご契約いただいているお客様へ低廉な料金で付加価値の高いサービスを提供することにより、ブランド力の強化に努め、解約率の低減を図ってまいります。また、KDDIグループとの強力な連携のもと、固定電話や放送といった携帯電話の枠組みをこえた通信サービスの融合や魅力のある新サービスの導入に積極的に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業その他に関するリスクについて、投資家の判断に重要を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、現時点では必ずしもリスクとして認識されない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

なお、当社は、これらのリスクによる問題発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の適時適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当事業年度末現在において判断したものであり、潜在的リスクや不確定要因はこれらに限られるものではありませんのでご留意ください。

(1) 他の事業者や他の技術との競争、市場の急激な変化

移动通信市場においては、各社において通信料と携帯電話端末価格を分離させた料金プランが主流となり、携帯電話端末価格の上昇、複数年契約型サービスの浸透に加えて、足元の景況感の悪化により前事業年度に比べて携帯電話端末販売台数が大幅に減少しております。一方、低廉な料金サービスの提供、多種・多様な携帯電話端末、音楽・映像等のコンテンツサービスの提供等によりお客様獲得に向けた競争が一段と激しさを増しております。

当社は、通信料と携帯電話端末価格を分離した料金プラン「シンプルコース」を改定し、端末の購入代金の分割払いを導入するとともに、お客様の多様なニーズに合わせた充実した端末ラインナップ、新たなコンテンツの提供等、サービス内容の拡充とお客様満足度の向上に努めておりますが、他の移动通信事業者や他の技術との競争、市場の急激な変化により、主に以下の事項に不確実性が存在し、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・当社の期待通りの需要が存在するかどうか
- ・当社の期待通りに契約数を維持拡大できるかどうか
- ・競争激化に伴う料金値下げによる1契約あたりの月間平均収入（ARPU）の低下、販売コミッションやお客様維持コストの増大
- ・契約者のサービス利用頻度が下がることによるARPUの低下
- ・不測の事態が発生した場合であってもネットワーク及びコンテンツの品質等がお客様の満足度を維持できるかどうか
- ・他の事業者と比較して、常により魅力ある携帯電話端末やコンテンツを提供できるかどうか
- ・携帯電話端末の高機能化等に伴う価格の上昇、販売コミッションの増加
- ・迷惑メール等の不適正利用によるお客様の満足度の低下や防止対応コストの増加
- ・新周波数再編による2GHz帯及び新800MHz帯の基地局建設に伴うネットワークコストの増加
- ・新たな高速データ無線技術による競争激化
- ・通信方式、携帯電話端末、ネットワーク、ソフトウェア等における特定技術への依存による影響
- ・通信と放送の連携、移动通信と固定通信の融合等の事業環境の変化に伴う競争激化

(2) 通信の秘密及び個人情報・顧客情報の保護

当社は電気通信事業者として通信の秘密の保護を遵守するとともに、個人情報・顧客情報保護に関して、内部統制・リスク管理室を設置して内部及び業務委託先等からの情報漏洩防止、及び外部ネットワークからの不正侵入の防止に関わる全社的対応策の策定及び実施に取り組んでおります。

また、個人情報・顧客情報を管理している情報システムの利用制限、利用監視の強化、「情報セキュリティポリシー」の制定、情報セキュリティ管理者を各部に配置し、個人情報・顧客情報が適切に保護されるよう管理に努め、個人情報・顧客情報保護に関する監督組織として情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報・顧客情報の取り扱いの監督をするとともに、適切な個人情報・顧客情報保護推進のために必要な施策を講じております。このように個人情報・顧客情報については社内管理体制を整備し、社員及び業務委託先等の個人情報・顧客情報に対する意識を高めるよう全社を挙げて取り組んでおりますが、将来において情報の漏洩が発生しないという保証はありません。情報の漏洩が発生した場合、当社に対する信頼性の失墜や莫大な補償を伴う可能性があり、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、将来的に通信の秘密及び個人情報・顧客情報保護体制の整備のため、更なるコストが増加する可能性があります。

(3) 自然災害・事故等

当社は携帯電話サービスを提供するため、国内外の通信ネットワークに依存しており、これら通信システムにトラブル等が発生する可能性も否定できず、サービスの提供が一時的にできなくなる可能性があります。当社のシステムは以下の事由によりダウンする可能性があり、システムに障害が発生し修復に長時間を要した場合は、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・地震、台風、洪水等の自然災害
- ・感染症の流行
- ・戦争、テロ、事故その他不測の事態
- ・電力不足、停電
- ・コンピューターウィルス、サイバーアタック
- ・オペレーションシステムのハード、ソフトの不具合
- ・通信機器等の製品やサービスに係る欠陥

(4) 電気通信に関する法規制、政策決定等

電気通信に関する法律、規制の改廃または政策決定等が、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社のブランドイメージや信頼性に悪影響を与える社会的問題を含め、こうした法規制や政策決定等に対して当社は適切に対応していると考えておりますが、将来において適切な対応ができなかった場合にも、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

電気通信に関する法律、規制の改廃または政策決定等の観点で、主に以下の不確実性が存在し、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・モバイルビジネスモデルの見直し
- ・事業者間接続料金の算定方式、会計制度の見直し
- ・指定電気通信設備制度の見直し（規制強化）
- ・ユニバーサルサービス制度の見直し
- ・MVNO等による移動通信事業への新規事業者参入
- ・有害サイトの増加等によるモバイルインターネットに対する規制
- ・携帯電話の利用に対する規制
- ・電波の健康への影響

(5) 公的規制

当社は、独占禁止法、消費者、租税、環境、リサイクル関連、労働、金融等の法規制の適用を受けております。これらの規制が強化された場合や当社及び業務委託先等において規制を遵守できなかった場合に、当社の活動が制限される、あるいは費用の増加等につながる可能性があります。

(6) 訴訟等

当社の商品、技術またはサービスに関して、知的財産権を含む各種権利等の侵害を理由とする訴訟が提訴され、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材確保及び育成

今後事業拡大に伴う適切な人員の増強、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ではありますが、業容拡大に対して適切かつ十分な人材の確保及び育成または組織的な対応を迅速に行うことができない場合には、当社の業務に支障が生ずる可能性があります。

(8) 電気通信業界の再編

国内外における電気通信業界の再編は、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 減損会計

当社は、当事業年度において、現行800MHz帯設備について減損損失を計上しております。なお、将来において、保有する固定資産等の使用状況等によっては、さらに損失が発生する可能性があります。

(10) K D D I 株式会社との関係

当社の親会社である K D D I 株式会社（平成21年3月31日現在、当社の発行済株式総数の51.51%保有）は、多数株主として取締役の任免権など経営に影響を及ぼし得る立場にあります。

現在、当社は自ら経営責任を持ち独立して事業運営を行っておりますが、通信設備の開発やその他研究開発、取引の多くを K D D I 株式会社へ高く依存しており、K D D I 株式会社の財政状態及び業績が何らかの原因により著しく低下した場合、あるいは K D D I 株式会社の方針の変更等により当社事業への協力体制が著しく変更された場合には、当社の財政状態及び業績、今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。また、当社が K D D I 株式会社に吸収合併されたり、完全子会社化された場合には、当社株主は当該株主としての地位の変更を余儀なくされる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の財務諸表の作成において使用される当社の重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

固定資産の償却方法及び耐用年数

当事業年度において機械設備の償却方法を定額法から定率法へ変更いたしました。この変更は、料金値下げ競争の激化により収益構造の不透明さが増していることを踏まえ、投下資本の早期回収による財務体質の健全化を図るため、また、近年のお客様ニーズの高度化に起因する激しい技術開発競争により、同業他社に対抗した更新投資が必要不可欠であることから、ネットワーク設備の経済的陳腐化の加速に対応した償却方法に変更することにより、費用の期間配分の適正化を図るために行ったものであります。

また、平成20年度の法人税法改正を契機に、機械設備の耐用年数の見直しを実施いたしました。

なお今後につきましては、想定される以上に市場・環境及び技術上の変化が急速に進展した場合、あるいは、新たな法律や規制が制定された場合には、適正な見積もりを実施した上で耐用年数又は償却方法を変更する可能性があります。

固定資産の減損

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグループ化を行っておりますが、電気通信事業では、通信ネットワーク全体でキャッシュ・フローを生成していることから、全社を1つの資産グループとしております。

当事業年度におきましては、周波数再編により平成24年7月以降使用を停止する現行800MHz帯設備について、当該設備に対応した携帯電話端末の契約者が減少傾向にあることを受け、当該設備から生み出すキャッシュ・フローの収支管理体制を整備し、収支の把握が実現可能となったことから、同資産グループを独立した資産グループに区分変更いたしました。更に当該設備に対応した携帯電話端末を保有する契約者が減少し、設備稼働が減少傾向にあること等から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、1,030,207千円の減損損失を計上いたしました。

また将来において、保有する固定資産等の使用状況等によっては、さらに損失が発生する可能性があります。

退職給付費用及び退職給付債務

退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づき算出されております。これらの前提条件には、割引率、予定死亡率、予定退職率、予定昇給率などがあります。割引率は日本の長期国債の市場利回りを基礎に算出しており、予定死亡率、予定退職率、予定昇給率は統計数値に基づいて算出しております。期待運用収益率は、保守主義の原則により、割引率に連動して設定しております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。

当事業年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、本稿に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご注意ください。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

当社の状況

当社は、沖縄県においてau携帯電話サービスを営む電気通信事業者であります。当事業年度末の県内における累計契約シェアは49.0%¹で沖縄県内においてトップシェアを有しており、480,300契約のご契約をいただいております。

1. EMOBILEの数値は含まれておりません。また、当社の推計による数値です。

携帯電話市場の状況と当社の対応

国内の携帯電話加入者（PHS除く）は平成21年3月末時点で107,487千契約（前期末比4,762千契約増）、沖縄県では980千契約²（前期末比43千契約増）となり、携帯電話市場の成熟化とお客ニーズが多様化する中、各携帯電話事業者は、料金割引サービスの拡充や、幅広いニーズに対応した多種多様な携帯電話端末を導入するなど、事業者間のお客獲得や囲い込みに向けた競争環境は厳しいものとなっております。

このような情勢のもと、多様化するお客ニーズにお応えすべく様々な施策を実施いたしました。

（au携帯電話）

- ・世界初³、3D対応3.1インチフルワイドVGA IPS液晶を搭載、「LISMO Video」やワンセグ、ゲームを2WAYオープンスタイル&3D立体表示で楽しむ『Wooo⁴ ケータイ H001』を発売。
 - ・8.1メガカメラ&世界初⁵3.3インチフルワイドVGA有機ELディスプレイ⁶を搭載し、グローバルパスポートに対応した、世界中で使える『Cyber-shotTMケータイ S001』を発売。
 - ・au初、タッチパネル対応3.1インチフルワイドVGA液晶搭載し、タッチ操作とモーションセンサーでスポーツや音楽等を快適に楽しむスポーツ&プレイケータイ『CA001』を発売。
- 上記を含め、「CDMA 1X WIN」を36機種発売いたしました。

（料金サービス）

- ・『au買い方セレクト』の『シンプルコース』に、基本使用料がより低廉な7つの料金プランを導入いたしました。
- ・au携帯電話からご自宅への通話料が半額となる『au 自宅割』において、ご自宅がKDDI固定電話（マイライン除く）でかつ、『KDDIまとめて請求』をご利用であれば、au携帯電話からご自宅への通話が24時間無料となる『auまとめてトーク』を提供開始いたしました。

（購入代金の分割払いの取り扱い開始）

- ・au携帯電話を『シンプルコース』でご購入いただく場合、従来の一括払いに加え、最長24回の分割払いでもお支払いいただけるようになりました。

（新サービス）

- ・いつでも、どこでも、高画質、高音質な映画やドラマをau携帯電話やPCで、まるごと1本お楽しみいただける『LISMO Video』を提供開始いたしました。
- ・お客様のお好みの情報サイトやサービスに簡単にアクセスできるよう、メニューデザインやボタン操作、コンテンツなど携帯電話の中をauショップ、PiPit(一部除く)の店頭で簡単に変更できるサービス『ナカチェン』を提供開始いたしました。
- ・au携帯電話の外装全面とコンテンツなど、外も中もまるごと変えることができる『フルチェン』サービスを開始いたしました。
- ・PCをお持ちでないお客様でも、簡単に音楽や映像をお楽しみいただけるケータイ専用アミューズメント・ボックス『au BOX』のレンタルを開始いたしました。
- ・圧縮コーデックにAAC⁷方式を採用し、オリジナルのオーディオ情報を損なうことなく、高音質で音楽を楽しむことができる『着うたフルプラスTM 8』の提供を開始いたしました。

(その他)

- ・『auプレミアムメンバーズ』の会員限定の特別優遇プログラムとして、対象期間の累計ご利用額に応じ、様々な優遇サービスをご提供する『ロイヤルメンバーステージ』を導入いたしました。
- ・お客様が特定のauショップまたはPiPitにて会員登録していただくことにより、auからのお得な情報に加え、登録店舗の情報やお客様にあわせたタイムリーな情報をお届けするサービス『auマイプレミアショップ』を提供開始いたしました。
- ・今後のお客様の増加や新サービスの導入を見据え、沖縄県南城市に新しく「南城ネットワークセンター」を建設いたしました。
- ・「南城ネットワークセンター」建設などにより、当期の設備投資額（竣工ベース）は8,425,275千円となりました。

2. EMOBILEの数値は含まれておりません。また、当社の推計による数値です。
3. フルワイドVGAの3D液晶を搭載した携帯電話において。（2009年1月現在メーカー調べ）
4. 「Wooo」は株式会社日立製作所の登録商標です。
5. 2008年12月現在メーカー調べ。
6. VisualフルワイドVGAとして。
7. 「AAC」は音声圧縮方式のひとつでAdvanced Audio Codingの略です。
8. 「着うたフルプラス™」は株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントの登録商標または商標です。

営業収益

当事業年度における営業収益は46,087,206千円と前期比1,967,319千円（4.1%減）の減収となりました。

(電気通信事業営業収益)

営業収益のうち、電気通信事業営業収益につきましては36,332,363千円となり、前期比1,846,238千円（4.8%減）の減収となりました。この要因として以下のことが挙げられます。

・ARPU⁹の減少

ARPUについては、前期比573円減少（8.3%減）の6,319円となりました。このうち、音声ARPUについては、家族間通話の無料化の影響を主因として前期比652円減少（13.1%減）の4,318円となりました。データARPUについては、第三代携帯電話『CDMA 1X WIN』ならびにパケット通信料定額サービスの契約比率の増加により、前期比79円増加（4.1%増）の2,001円となりました。

・累計契約数の増加

平成21年3月末の累計契約数は、通話料金割引サービスの拡充や、au携帯電話のラインナップとサービスの充実、ネットワークの品質向上など、お客様重視のサービスに取り組んだ結果、前期末と比べて16,400契約増加の480,300契約となりました。

累計契約数の増加は増収要因となるものですが、ARPUの低下による減収要因がこれを上回ったため、電気通信事業営業収益は前期比減収となりました。

(附帯事業営業収益)

営業収益のうち、附帯事業営業収益につきましては9,754,842千円となり、前期比121,080千円（1.2%減）の減収となりました。この要因として以下のことが挙げられます。

・携帯電話販売収入の減少

代理店に対する携帯電話販売単価は上昇したものの、通信料と携帯電話端末価格を分離させた販売方法の導入によりお客様の流動が鈍化し、代理店への携帯電話販売台数が前期比59,000台減少（25.7%減）の171,000台となったことから、携帯電話販売収入が減少いたしました。

・安心ケータイサポート収入の増加

安心ケータイサポート契約数の増加により、安心ケータイサポート収入が増加しました。

安心ケータイサポート収入等の増収要因があったものの、代理店への携帯電話販売収入の減収要因がこれを上回ったため、附帯事業営業収益は前期比減収となりました。

9. ARPU(Average Revenue Per Unit)：1契約あたりの月間平均収入、音声・データ両サービスにおいて算出。

営業費用

当事業年度の営業費用は、前期比2,149,806千円減少（5.7%減）し、35,732,399千円となりました。主な要因として以下のことが挙げられます。

・販売手数料及び売上原価の減少

通信料と携帯電話端末価格を分離させた販売方法の導入により携帯電話端末の市場価格が上昇し、お客様の流動が鈍化したことで、新規契約や機種変更及び代理店への携帯電話の販売台数が減少したことにより、代理店へ支払う新規契約及び機種変更に係る販売手数料が前期比1,847,671千円減少（22.2%減）し6,476,152千円となり、売上原価が前期比1,586,070千円減少（18.4%減）し7,045,263千円となりました。

・減価償却費の増加

ネットワーク品質の向上のため基地局設備の新設及び増設、並びに沖縄県南城市に「南城ネットワークセンター」を建設したことなどにより、減価償却費が前期比574,822千円増加（20.3%増）の3,411,726千円となりました。

・通信設備使用料の増加

周波数再編により、2GHz帯及び新800MHz帯の整備を行ったことによる通信設備の新設・増設に伴い、これらをつなぐ伝送路の使用料等が増加したことなどから、通信設備使用料が前期比215,656千円増加（4.0%増）し5,671,876千円となりました。

・携帯電話修理費用の増加

お客様に安心して携帯電話をご利用いただけるよう、前事業年度より水濡れや全損による修理を開始しましたが、当事業年度においてこれらの費用が増加いたしました。

・新サービスに係る営業費用の発生

auBOXや安心ケータイサポートの電池パック無料サービスなど、これらに係る費用が新たに発生いたしました。

営業利益

当事業年度の営業利益は10,354,806千円となり、前期比182,487千円（1.8%増）の増益となりました。

営業外損益の純額

当事業年度の営業外損益の純額は158,742千円の利益となりました。主に、親会社のKDDI株式会社に対する短期貸付金に係る受取利息が115,016千円と、前期比26,461千円増加したことによるものであります。

経常利益

当事業年度の経常利益は10,513,549千円となり、前期比212,469千円（2.1%増）の増益となりました。

特別損失

周波数再編により、平成24年7月以降使用を停止する現行800MHz帯設備について、当該設備に対応した携帯電話端末の契約者が減少傾向であること等から帳簿価額を回収可能価額まで減額し、1,030,207千円の減損損失を計上いたしました。

法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額

法人税、住民税及び事業税は前期比500,912千円増加（12.8%増）し4,400,817千円となり、法人税等調整額は前期比849,429千円減少し 915,092千円となりました。これは、税引前当期純利益が前期比減少したものの、減損損失による減価償却超過額の一時的差異が発生したことなどによるものであります。

当期純利益

当事業年度の当期純利益は5,997,615千円と、前期比469,221千円（7.3%減）の減益となりました。また、1株当たり当期純利益は、前事業年度の23,651.66円に対し、当事業年度は21,935.54円となりました。

(3) 中長期的な経営戦略

当社は、KDDIグループの一員であると同時に、沖縄県を業務区域に携帯電話サービスを提供する電気通信事業者として、地域に根ざしたお客様視点での事業運営、高品質で安定的な通信ネットワークを基盤に、新たな価値提供の実現に取り組むとともに、環境保全活動や携帯電話サービスに関する社会的課題の解決へ向けた活動を通じて、社会の発展に積極的に貢献してまいります。このように、すべてのステークホルダーの皆様にご満足していただけるよう、TCS（トータル・カスタマー・サティスファクション）活動を一層推進し、持続的な企業クオリティの向上を目指してまいります。

また、周波数再編および新たな通信システムの導入を見据え、効率的な設備投資と経費削減を徹底し、更なる財務体質の健全化に努め高収益企業体質の構築に取り組んでまいります。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フロー

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、前期比153,669千円減少（1.6%減）し、9,304,871千円の収入となりました。この減少は主に、減損損失の発生や法人税等の支払額の減少等があったものの、携帯電話の割賦販売による売上債権の増加や税引前当期純利益の減少等によるものであります。

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、親会社であるKDDI株式会社への短期貸付金による支出の増加や有形固定資産の取得による支出の増加等があったものの、KDDI株式会社への短期貸付金の回収による収入の増加等により、前期比119,484千円支出が減少(1.3%減)し8,899,150千円の支出となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは、前期比34,184千円減少（7.8%減）の405,721千円となりました。

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、1,912,493千円の支出となりました。配当金の支払額が前事業年度と同水準であったため前期並みとなりました。

流動性

当事業年度末における当社の現金及び現金同等物の残高は1,089,372千円と、前事業年度末2,596,145千円と比較して1,506,772千円減少いたしました。これらのいわゆる手元流動性残高につきましては、当社の財政状態及び金融環境に応じ変動しております。

資金需要

資金需要につきましては、設備資金等の所要資金は自己資金で賄っております。

財政政策

当社は、資金調達に関し、低コストかつ安定的な資金の確保を基本に、財務状況や金融環境に応じ、最も有効と思われる調達手段を選択することを方針としております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度はネットワークの品質を強化するための基地局の新設及び増設などの設備投資を行ったほか、沖縄県南城市に「南城ネットワークセンター」を建設しました。

当事業年度に完成し、事業の用に供した電気通信設備等の投資額は8,425,275千円であります。

2【主要な設備の状況】

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額										従業員数 (人)	
		機械設備 (千円)	空中線設 備(千円)	市外線路 設備 (千円)	土木設備 (千円)	建物 (千円)	構築物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	車両 (千円)	工具器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)		合計 (千円)
本社 (沖縄県那覇市)	事務用機器等	6,760	-	-	-	90,743	124	-	-	53,421	-	151,050	100
交換局 (沖縄県那覇市他)	電気通信設備	4,371,765	11,258	2,449	53,610	1,688,549	79,530	12	130,633	140,754	153,475 (11,105㎡)	6,632,039	10
無線基地局 (沖縄県那覇市他)	電気通信設備	4,382,840	4,896,507	993	327	1,872,269	265,524	11	-	175,185	391,106 (13,420㎡)	11,984,767	-
その他 (沖縄県那覇市他)	電気通信設備 等	297,191	-	-	-	8,587	-	-	-	10,546	-	316,324	-

(注) 1. 帳簿価額の金額には、建設仮勘定は含んでおりません。

2. その他の主なものは、当社以外のKDDIグループに設置しております共用設備及び当社の販売代理店等に
 係るものであります。

3. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
業務用パソコン・サーバー (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	3～5	48,424	50,332

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資につきましては、今後の既存サービスエリアの需要予測、通話品質・サービスの信頼性の向上及び投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	完了予定年月
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		
基地局設備(沖縄 県)	基地局設備の新設及び 増設	3,800,000	212,957	自己資金	平成21年度中
交換局設備(沖縄 県)	交換局設備の新設及び 増設	100,000	-	自己資金	平成21年度中
その他の電気通信設 備(沖縄県)	その他の電気通信設備 の維持及び増設	600,000	-	自己資金	平成21年度中
合計		4,500,000	212,957		

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000
計	500,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年6月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	273,420	273,420	ジャスダック証券取 引所	当社は単元株制度は 採用しておりません。
計	273,420	273,420	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成16年11月22日 (注)1	68,355	136,710	-	1,414,581	-	1,614,991
平成17年9月22日 (注)2	136,710	273,420	-	1,414,581	-	1,614,991

(注)1 平成16年11月22日の発行済株式総数の増加は株式分割(1:2)によるものであります。

2 平成17年9月22日の発行済株式総数の増加は株式分割(1:2)によるものであります。

(5)【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	14	14	49	141	1	1,988	2,207	-
所有株式数 (株)	-	36,286	160	166,900	56,714	12	13,348	273,420	-
所有株式数の 割合(%)	-	13.27	0.06	61.04	20.74	0.00	4.88	100.00	-

(注) 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が19株含まれております。

(6)【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の割 合(%)
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号	140,860	51.51
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	8,830	3.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,954	2.90
メロンバンクエヌエー リーティークライアントオ ムニバス (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	ONE MELLON BANK CENTER, PITTSBURGH, PENNSYLVANIA (東京都千代田区丸の内2丁目7番1 号)	7,050	2.57
株式会社沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号	4,720	1.72
株式会社琉球銀行	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号	4,720	1.72
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	4,720	1.72
琉球放送株式会社	沖縄県那覇市久茂地2丁目3番1号	4,720	1.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,710	1.72
ジェーピーモルガンチェ ースバンク380055 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決 済業務室)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017 UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	2,925	1.06
計	-	191,209	69.93

(注) 1. 上記信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係わる株式数は、次のとおりであります。

資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	8,830株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,954株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,622株

2. フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者であるエフエムアールエルエルシーから、平成21年3月6日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年2月27日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号	株式 9,995	3.66
エフエムアールエルエルシー	82 Devonshire Street, Boston, Massachusetts 02109, USA	株式 7,521	2.75

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 273,420	273,420	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	273,420	-	-
総株主の議決権	-	273,420	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が19株(議決権の数19個)含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(8)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項の一つと認識しており、今後の事業展開に備えるための内部留保や財務体質の強化を勘案しつつ、安定配当を継続的にを行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、業績及び今後の事業展開を勘案し、普通配当1株当たり3,750円の配当とし、すでに1株当たり3,500円の間配当を行っておりますので、年間配当金は1株当たり7,250円となりました。この結果、当事業年度の配当性向は33.1%となりました。

内部留保資金につきましては、電気通信事業の公共性に鑑み、ネットワークの安全性・信頼性向上のための設備投資や、競争力を強化するための新サービス・新技術の開発に活用し将来の業績の向上を通じ、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年10月21日 取締役会決議	956,970	3,500
平成21年6月16日 定時株主総会決議	1,025,325	3,750

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	1,290,000 521,000 498,000	471,000 320,000	398,000	384,000	209,900
最低(円)	771,000 390,000 371,000	402,000 217,000	256,000	151,000	137,000

(注) 1. 最高・最低株価は、平成16年12月13日よりジャスダック証券取引所におけるものであり、それ以前は日本証券業協会の公表のものです。なお、第14期の事業年度別最高・最低株価のうち、は日本証券業協会の公表のものです。

2. 印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	175,000	185,000	194,800	209,900	201,500	180,000
最低(円)	137,000	165,100	171,200	180,600	175,000	158,500

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役相談役	-	稲盛 和夫	昭和7年1月30日生	昭和34年4月 京都セラミツク株式会社(現 京セラ株式会社)設立、同社取締役 昭和41年5月 同社代表取締役社長 昭和59年6月 第二電電企画株式会社(現 KDDI株式会社)設立、代表取締役会長 昭和60年6月 京セラ株式会社代表取締役会長兼社長 昭和61年10月 同社代表取締役会長 昭和62年12月 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)代表取締役会長兼社長 平成元年6月 同社代表取締役会長 平成3年6月 当社取締役相談役(現在に至る) 平成4年6月 京セラ株式会社取締役会長 平成9年6月 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)取締役名誉会長 京セラ株式会社取締役名誉会長 平成13年6月 KDDI株式会社最高顧問(現在に至る) 平成17年6月 京セラ株式会社名誉会長(現在に至る)	(注)3	-
取締役会長 (代表取締役)	-	知念 榮治	昭和14年5月10日生	昭和37年6月 琉球石油株式会社(現 株式会社りゅうせき)入社 昭和61年6月 同社常務取締役 昭和63年6月 同社専務取締役 平成4年6月 同社取締役副社長 平成5年6月 同社代表取締役社長 平成11年6月 当社取締役 株式会社りゅうせき代表取締役会長 平成18年4月 社団法人沖縄県経営者協会会長(現在に至る) 平成18年6月 当社代表取締役会長(現在に至る)	(注)3	11
取締役社長 (代表取締役)	-	北川 洋	昭和24年9月26日生	昭和48年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成11年1月 同行国際営業部長 平成12年3月 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)入社 平成12年6月 同社取締役 平成12年10月 同社グローバル事業企画部長 平成16年4月 同社執行役員(現在に至る) 同社カスタマーサービス本部長 平成20年4月 同社コンシューマ営業統括本部 副統括本部長 平成20年6月 当社代表取締役社長(現在に至る)	(注)3	10
常務取締役	リスク管理部門担当 兼 渉外・広報部長	髙元 盛兼	昭和30年4月25日生	昭和56年4月 琉球石油株式会社(現 株式会社りゅうせき)入社 平成3年6月 当社営業部長(出向) 平成6年6月 当社取締役営業部長 平成12年9月 当社取締役管理部長 平成14年6月 当社取締役法人営業部長 平成16年6月 当社取締役役員室長 平成19年6月 当社常務取締役内部統制・リスク管理部門担当兼役員室長 平成21年4月 当社常務取締役リスク管理部門担当 兼 渉外・広報部長(現在に至る)	(注)3	24

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	管理部門担当	仲宗根 朝整	昭和27年7月9日生	昭和51年4月 株式会社沖縄銀行入行 平成4年1月 当社総務部経理課長(出向) 平成10年7月 株式会社沖縄銀行西原支店長 平成12年7月 同行八重山支店長 平成14年7月 当社営業企画部長(出向) 平成16年4月 当社総務部長 平成16年9月 株式会社沖縄銀行より転籍 平成18年6月 当社理事総務部長 平成19年6月 当社取締役総務部長 平成21年1月 当社取締役管理部門担当兼総務部長 平成21年4月 当社取締役管理部門担当(現在に至る)	(注)3	7
取締役	営業部門担当	仲地 正和	昭和32年12月22日生	平成元年11月 第二電電株式会社(現 KDDI 株式会社)入社 平成6年10月 同社宮崎営業所所長 平成9年3月 同社沖縄営業所所長 平成12年10月 同社ネットワーク営業本部九州支店 企画管理部長兼個人営業部長 平成13年7月 当社営業部長代理(出向) 平成14年5月 当社法人営業部長代理 平成16年4月 KDDI株式会社より転籍、当社営業部長 平成18年6月 当社理事営業部長 平成19年6月 当社取締役営業部長 平成20年4月 当社取締役営業部門担当兼法人営業部長 平成21年4月 当社取締役営業部門担当(現在に至る)	(注)3	6
取締役	-	崎間 晃	昭和7年10月13日生	昭和29年4月 株式会社琉球銀行入行 昭和56年6月 同行専務取締役 昭和58年6月 同行代表取締役専務 昭和60年6月 同行代表取締役頭取 平成3年6月 当社取締役(現在に至る) 平成5年6月 株式会社琉球銀行代表取締役会長 平成11年5月 同行取締役相談役 平成11年6月 同行相談役 平成13年12月 同行顧問(現在に至る)	(注)3	-
取締役	-	小禄 邦男	昭和10年9月20日生	昭和35年3月 琉球放送株式会社入社 昭和50年5月 同社取締役 昭和53年10月 同社常務取締役 昭和57年2月 同社専務取締役 昭和57年5月 同社代表取締役社長 平成3年6月 当社取締役(現在に至る) 平成9年6月 琉球放送株式会社代表取締役会長 (現在に至る)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	小野寺 正	昭和23年2月3日生	昭和45年4月 日本電信電話公社(現 日本電信電話株式会社)入社 昭和59年11月 第二電電企画株式会社(現 KDDI株式会社)入社 平成元年6月 同社取締役 平成7年6月 当社取締役 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)常務取締役 平成9年6月 同社代表取締役副社長 平成13年6月 当社代表取締役会長 KDDI株式会社代表取締役社長 平成16年6月 当社取締役(現在に至る) 平成17年6月 KDDI株式会社代表取締役社長兼会長(現在に至る)	(注)3	-
取締役	-	高橋 誠	昭和36年10月24日生	昭和59年6月 第二電電企画株式会社(現 KDDI株式会社)入社 平成13年6月 同社 a u 商品企画本部モバイルインターネットビジネス部長 平成14年3月 同社コンテンツ本部コンテンツビジネス部長 平成15年4月 同社執行役員 同社ソリューション事業本部コンテンツ本部長 平成16年4月 同社コンテンツ・メディア本部長 平成17年4月 同社コンテンツ・メディア事業本部長 平成19年4月 同社コンシューマ事業統轄本部長 平成19年6月 当社取締役(現在に至る) KDDI株式会社取締役執行役員常務(現在に至る) 平成21年4月 同社コンシューマ商品統括本部長(現在に至る)	(注)3	-
取締役	-	湯浅 英雄	昭和30年8月3日生	昭和53年4月 神鋼商事株式会社入社 昭和63年10月 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)入社 平成5年3月 同社ネットワーク営業本部横浜支店長 平成6年10月 同社ネットワーク営業本部東京西支店長 平成12年10月 同社ネットワーク営業本部法人営業部長 平成13年10月 同社 a u 関東支社法人営業部長 平成14年6月 同社 a u 法人営業統括部長 平成15年4月 同社執行役員(現在に至る) 同社 a u 営業本部関東統括責任者兼 a u 東京支社長 平成16年4月 同社モバイルソリューション事業本部モバイルソリューション国内営業本部長 平成17年12月 同社モバイルソリューション事業本部長兼モバイルソリューション国内営業本部長 平成18年4月 同社モバイルソリューション事業本部長 平成19年10月 同社 FMC 事業本部長 平成20年10月 同社コンシューマ営業統括本部長(現在に至る) 平成21年6月 当社取締役(現在に至る)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	-	庄野 実	昭和23年3月1日生	昭和46年4月 東京電気株式会社(現 東芝テック株式会社)入社 昭和55年5月 京都セラミツク株式会社(現 京セラ株式会社)入社 昭和62年5月 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)入社 平成7年7月 同社関西支店副支店長 平成10年2月 同社九州支店長 平成14年9月 同社ネットワーク関西支社副支社長 平成16年4月 同社リスク管理室関西分室長 平成17年4月 株式会社KDDIネットワーク&ソリューションズ 関西ネットワーク支社部長(出向) 平成19年6月 当社常勤監査役(現在に至る)	(注)4	-
監査役	-	安里 昌利	昭和23年3月16日生	昭和48年5月 株式会社沖縄銀行入行 平成4年7月 同行南風原支店長 平成6年7月 同行東京支店長兼東京事務所長 平成8年7月 同行審査第一部長 平成10年7月 同行取締役委嘱本店営業部長 平成12年6月 同行常務取締役 平成14年6月 同行代表取締役頭取(現在に至る) 平成15年6月 当社監査役(現在に至る)	(注)4	-
監査役	-	當眞 嗣吉	昭和22年9月13日生	昭和46年3月 琉球電力公社(現 沖縄電力株式会社)入社 平成9年3月 同社火力部部长 平成11年6月 同社取締役火力部長 平成13年6月 同社代表取締役副社長 平成13年7月 同社代表取締役副社長電力本部長 平成15年6月 同社代表取締役社長 平成18年6月 当社監査役(現在に至る) 平成19年6月 沖縄電力株式会社代表取締役会長(現在に至る)	(注)4	-
監査役	-	仲村 文弘	昭和15年2月16日生	昭和39年5月 オリオンビール株式会社入社 昭和60年7月 同社営業部長 平成3年4月 同社総務部長 平成3年6月 同社取締役総務部長 平成9年6月 同社常務取締役管理部門担当兼総務部長 平成13年6月 同社専務取締役管理部門担当 平成15年6月 同社代表取締役社長(現在に至る) 平成18年6月 当社監査役(現在に至る)	(注)5	-
計						58

- (注) 1. 取締役相談役稲盛和夫、取締役崎間晃、小祿邦男、高橋誠及び湯浅英雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役庄野実、監査役安里昌利、當眞嗣吉及び仲村文弘は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成21年6月16日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 平成19年6月15日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成18年6月13日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様にとっての企業価値を高める上で、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題であると考えており、経営の効率化と透明性の向上に努めてまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(取締役会)

社外取締役5名を含む11名で構成し(平成21年3月31日現在)、法令等に定める重要事項の決定を行うとともに取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督いたします。取締役会付議事項の他、業務執行に係る重要事項については、常勤取締役にて構成される常勤役員会において審議し決定いたします。

(監査役の職務遂行の実効性を確保するための体制)

監査役会は、社外監査役4名で構成し、監査役は取締役会に出席するほか、社内主要会議に出席することができません。取締役及び内部監査部門は、監査役の職務執行に必要な情報を適宜・適時提供するとともに、意見交換を行い、連携を図ります。また、監査役の職務を補助するための体制をつくり、それに従事する使用人の人事については、監査役の意見を聴取いたします。さらに、定例的に会計監査人から会計監査の年度計画及び会計監査の状況及びその結果について報告を聴取するほか、必要に応じて適宜意見交換を実施いたします。

(内部監査)

内部監査につきましては、5名で構成する内部統制・リスク管理室が当社の業務全般を対象に実施し、内部統制体制の適切性や有効性を定期的に検証いたします。内部監査結果は問題点の改善、是正に関する提言を付して代表取締役社長に報告するほか、監査役に報告を行います。

なお、内部統制・リスク管理室は平成21年4月1日をもってリスク管理部に改称しております。

(会計監査の状況)

当事業年度において、会計監査業務を執行した公認会計士、所属する監査法人、連続して監査に関与した会計監査期間及び補助者の構成は以下のとおりであります。

会計監査業務を執行した公認会計士	所属する監査法人名	当社継続監査年数
指定社員 業務執行社員 秋山 直樹	京都監査法人	4年(注)
指定社員 業務執行社員 加地 敬	京都監査法人	4年(注)

(注) みずす監査法人での関与年数2年を含む

会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士4名、会計士補等3名、その他4名

(内部統制に関する基本的な考え方)

取締役会が決議する内部統制システム構築の基本方針に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他、会社の業務の適正を確保する体制の強化を図り、会社業務の執行の公正性、透明性および効率性を確保するとともに、コーポレートガバナンスの強化ならびに企業クオリティの向上を図ります。

(コンプライアンス)

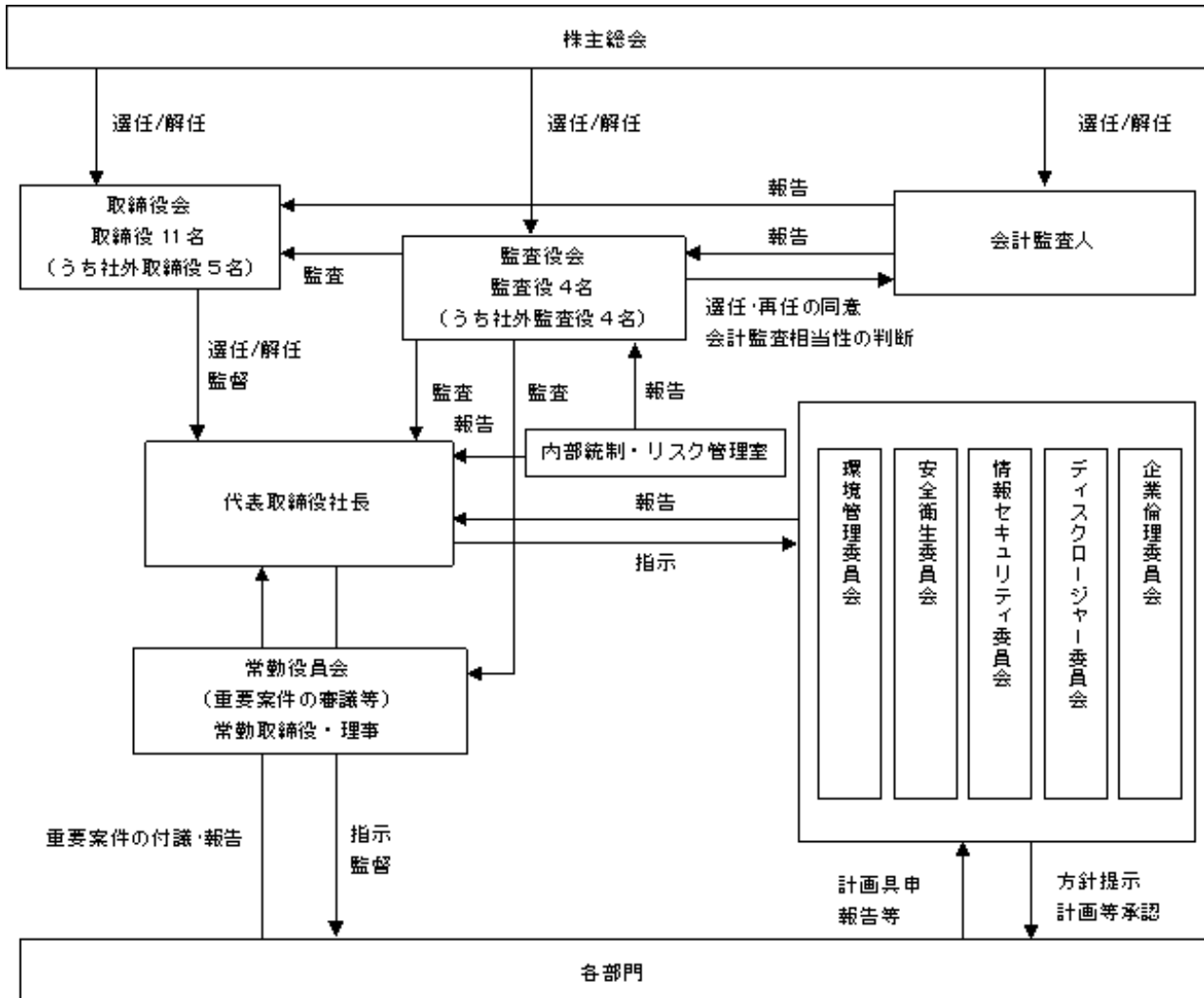
全ての役職員は、職務の執行に際し遵守すべき基本原則を掲げた「沖縄セルラー行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図ります。反社会的勢力に対しては毅然とした対応をとり、一切の関係遮断に取り組みます。企業倫理に係る会議体において、重大な法令違反その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組みます。また、社内外に設置されているコンプライアンスに係る内部通報制度の適切な運用を図ります。さらに社内外研修、社内の啓発活動等により、コンプライアンスの理解と意識向上に努めます。

(リスク管理)

取締役等で構成される各種会議及びリスク管理情報を定期的に洗い出し、これを一元的に管理するリスク管理部門を中核に、全ての部門、役職員が連携して、社内関連規定に基づき、リスクを適切に管理し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組みます。

また、電気通信事業者として、通信の秘密を保護することが企業経営の根幹であり、これを厳守します。お客様情報を含む会社の全情報資産の管理については、情報セキュリティに関する会議体において、その施策を策定し、役職員が連携して情報セキュリティの確保を図ります。そのほか、重大な事故・障害、大規模災害等による通信サービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため、ネットワークの信頼性向上とサービス停止の防止施策を実施します。非常災害発生時等には迅速な復旧等のため、可及的速やかに対策本部を設置して対応にあたります。

当社の業務執行、経営の監視等の仕組みを図で示すと次のとおりであります。



内部統制・リスク管理室は、平成21年4月1日をもってリスク管理部へ改称しております。

役員報酬

社外取締役を除く取締役を支払った報酬	109,104千円
社外取締役に支払った報酬	3,000千円
社外監査役に支払った報酬	20,114千円
計	132,218千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成17年6月22日開催の第14期定時株主総会において月額12,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月25日開催の第6期定時株主総会において月額5,000千円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には、平成21年6月16日開催の第18期定時株主総会において決議いただいております以下の役員賞与が含まれております。
- 取締役 5名 13,755千円(うち社外取締役 - 千円)
監査役 1名 1,725千円(うち社外監査役 1名 1,725千円)
5. 報酬等の額には、平成20年6月17日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し支給した当事業年度に係る報酬等の総額9,446千円が含まれております。
6. 上記のほか、平成20年6月17日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、平成17年6月22日開催の第14期定時株主総会決議に基づき当事業年度において支給した退職慰労金は総額3,737千円です。

社外取締役及び社外監査役との関係

取締役中野伸彦は親会社であるKDDI株式会社の代表取締役執行役員副社長、また取締役高橋誠は同社の取締役執行役員常務であり、当社は同社と定期的な商取引を行っております。

その他の社外取締役及び社外監査役と当社との間には特別な利害関係はありません。

取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)を支払うことができる旨定款に定めております。これは、中間配当金を取締役会の権限とすることにより、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	-	30,000	530

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、京都監査法人に対して、内部統制システムに関するアドバイザリー業務を受け、対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定については、監査計画の妥当性を検証した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づき、同規則及び「電気通信事業会計規則」（昭和60年郵政省令第26号）により作成しております。

前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則及び電気通信事業会計規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則及び電気通信事業会計規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、京都監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査人は、前事業年度にみずほ監査法人から京都監査法人に交代しております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
固定資産		
電気通信事業固定資産		
有形固定資産		
機械設備	25,759,692	29,140,587
減価償却累計額	17,970,829	20,082,029
機械設備(純額)	7,788,862	9,058,557
空中線設備	7,375,939	8,096,507
減価償却累計額	2,850,011	3,188,740
空中線設備(純額)	4,525,927	4,907,766
市外線路設備	32,435	33,978
減価償却累計額	30,068	30,535
市外線路設備(純額)	2,367	3,442
土木設備	68,599	90,765
減価償却累計額	34,814	36,826
土木設備(純額)	33,785	53,938
建物	2,935,911	4,785,545
減価償却累計額	992,111	1,125,396
建物(純額)	1,943,800	3,660,149
構築物	781,636	886,785
減価償却累計額	495,482	541,605
構築物(純額)	286,154	345,180
機械及び装置	811	811
減価償却累計額	778	786
機械及び装置(純額)	32	24
車両	-	132,847
減価償却累計額	-	2,214
車両(純額)	-	130,633
工具、器具及び備品	407,187	594,115
減価償却累計額	164,975	219,652
工具、器具及び備品(純額)	242,212	374,463
土地	516,962	544,581
建設仮勘定	917,370	342,503
有形固定資産合計	16,257,476	19,421,241
無形固定資産		
施設利用権	53,709	129,688
ソフトウェア	32,517	32,181
借地権	2,000	2,000
電話加入権	7,255	7,255
無形固定資産合計	95,482	171,124
電気通信事業固定資産合計	16,352,958	19,592,366

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
附帯事業固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産	-	5,919
減価償却累計額	-	474
有形固定資産(純額)	-	5,444
有形固定資産合計	-	5,444
附帯事業固定資産合計	-	5,444
投資その他の資産		
投資有価証券	124,196	106,328
社内長期貸付金	5,009	7,477
長期前払費用	264,937	288,692
繰延税金資産	566,020	1,292,744
敷金及び保証金	116,189	111,539
その他の投資及びその他の資産	83,201	64,915
貸倒引当金	71,164	65,520
投資その他の資産合計	1,088,390	1,806,176
固定資産合計	17,441,348	21,403,986
流動資産		
現金及び預金	2,596,145	1,089,372
売掛金	4,160,736	6,258,552
未収入金	1,109,930	1,349,083
貯蔵品	1,144,398	873,110
前払費用	77,102	82,255
繰延税金資産	446,200	641,680
関係会社短期貸付金	14,998,915	15,311,464
その他の流動資産	-	542
貸倒引当金	165,459	208,063
流動資産合計	24,367,970	25,397,999
資産合計	41,809,318	46,801,986

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
固定負債		
退職給付引当金	-	45,066
ポイント引当金	1,170,308	1,519,228
その他の固定負債	95,253	69,515
固定負債合計	1,265,561	1,633,810
流動負債		
買掛金	982,704	733,989
未払金	3,240,309	3,012,200
未払費用	89,539	73,901
未払法人税等	1,784,200	2,512,200
前受金	617,063	916,634
預り金	7,929	10,052
賞与引当金	100,936	113,025
役員賞与引当金	13,300	15,480
流動負債合計	6,835,984	7,387,483
負債合計	8,101,545	9,021,293
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,414,581	1,414,581
資本剰余金		
資本準備金	1,614,991	1,614,991
資本剰余金合計	1,614,991	1,614,991
利益剰余金		
利益準備金	64,425	64,425
その他利益剰余金		
別途積立金	23,100,000	27,700,000
繰越利益剰余金	7,501,579	6,985,255
利益剰余金合計	30,666,005	34,749,681
株主資本合計	33,695,577	37,779,253
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,195	1,439
評価・換算差額等合計	12,195	1,439
純資産合計	33,707,773	37,780,692
負債・純資産合計	41,809,318	46,801,986

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
電気通信事業営業損益		
営業収益	38,178,602	36,332,363
営業費用		
営業費	16,843,116	8,503,661
施設保全費	1,975,026	2,105,188
管理費	1,179,638	1,198,335
減価償却費	2,836,904	3,411,251
固定資産除却費	204,248	197,482
通信設備使用料	5,456,219	5,671,876
租税公課	365,829	354,640
営業費用合計	28,860,984	21,442,436
電気通信事業営業利益	9,317,618	14,889,927
附帯事業営業損益		
営業収益	9,875,923	9,754,842
営業費用	1 9,021,221	1 14,289,963
附帯事業営業利益又は附帯事業営業損失()	854,701	4,535,120
営業利益	10,172,319	10,354,806
営業外収益		
受取利息	2 88,758	2 115,161
受取配当金	1,800	1,864
受取手数料	995	1,312
受取賃貸料	7,846	8,228
受取保険金	5,614	9,480
受取補償金	15,641	9,824
雑収入	10,287	12,870
営業外収益合計	130,943	158,742
営業外費用		
ゴルフ会員権売却損	2,182	-
営業外費用合計	2,182	-
経常利益	10,301,079	10,513,549
特別損失		
減損損失	-	3 1,030,207
特別損失合計	-	1,030,207
税引前当期純利益	10,301,079	9,483,341
法人税、住民税及び事業税	3,899,904	4,400,817
法人税等調整額	65,662	915,092
法人税等合計	3,834,242	3,485,725
当期純利益	6,466,837	5,997,615

【電気通信事業営業費用明細表】

科目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
	事業費 (千円)	管理費 (千円)	計(千円)	事業費 (千円)	管理費 (千円)	計(千円)
人件費	707,033	315,833	1,022,867	822,585	352,105	1,174,691
経費	17,546,025	863,804	18,409,830	9,302,635	846,229	10,148,865
消耗品費	227,888	18,910	246,799	302,307	28,170	330,477
借料・損料	708,129	45,314	753,443	748,073	62,036	810,109
保険料	15,620	3,015	18,635	19,522	3,073	22,596
光熱水道料	320,853	1,485	322,338	385,765	2,029	387,794
修繕費	119,504	894	120,398	142,026	485	142,512
旅費交通費	44,408	38,908	83,316	40,747	29,323	70,070
通信運搬費	461,758	4,155	465,914	485,591	3,611	489,203
広告宣伝費	1,130,912	14,954	1,145,866	1,044,264	11,875	1,056,139
交際費	13,442	4,151	17,593	18,819	4,977	23,796
厚生費	4,244	13,210	17,454	1,959	16,921	18,881
作業委託費	2,444,139	91,448	2,535,588	2,563,439	94,225	2,657,664
雑費	12,055,122	627,356	12,682,479	3,550,119	589,499	4,139,619
業務委託費	388,586	-	388,586	370,870	-	370,870
貸倒損失	176,497	-	176,497	112,757	-	112,757
小計	18,818,142	1,179,638	19,997,781	10,608,849	1,198,335	11,807,185
減価償却費			2,836,904			3,411,251
固定資産除却費			204,248			197,482
通信設備使用料			5,456,219			5,671,876
租税公課			365,829			354,640
合計			28,860,984			21,442,436

- (注) 1. 事業費には営業費、施設保全費が含まれております。
2. 人件費には、賞与引当金繰入額が前事業年度99,874千円、当事業年度108,779千円及び役員賞与引当金繰入額が前事業年度13,300千円、当事業年度15,480千円並びに退職給付費用が前事業年度45,962千円、当事業年度62,561千円含まれております。
3. 貸倒損失には、貸倒引当金繰入額が前事業年度236,623千円、当事業年度206,069千円及び貸倒引当金の戻入額が前事業年度43,495千円、当事業年度78,773千円含まれております。また、償却済債権回収額が前事業年度16,631千円、当事業年度15,198千円含まれております。
4. 作業委託費には、当社が行う業務を他の者に委託した対価のうち、業務委託費に含まれるものを除いて計上しております。
5. 雑費には、販売手数料が含まれております。また、ポイント引当金繰入額が前事業年度1,170,308千円、当事業年度1,318,201千円含まれております。
6. 業務委託費には、電気通信役務提供に係る業務を他の者に委託した対価を計上しており、通信設備の保守費等が含まれております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,414,581	1,414,581
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,414,581	1,414,581
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,614,991	1,614,991
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,614,991	1,614,991
資本剰余金合計		
前期末残高	1,614,991	1,614,991
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,614,991	1,614,991
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	64,425	64,425
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	64,425	64,425
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	18,400,000	23,100,000
当期変動額		
別途積立金の積立	4,700,000	4,600,000
当期変動額合計	4,700,000	4,600,000
当期末残高	23,100,000	27,700,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	7,648,682	7,501,579
当期変動額		
別途積立金の積立	4,700,000	4,600,000
剰余金の配当	1,913,940	1,913,940
当期純利益	6,466,837	5,997,615
当期変動額合計	147,102	516,324
当期末残高	7,501,579	6,985,255
利益剰余金合計		
前期末残高	26,113,107	30,666,005
当期変動額		
別途積立金の積立	-	-
剰余金の配当	1,913,940	1,913,940
当期純利益	6,466,837	5,997,615
当期変動額合計	4,552,897	4,083,675
当期末残高	30,666,005	34,749,681

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	29,142,679	33,695,577
当期変動額		
剰余金の配当	1,913,940	1,913,940
当期純利益	6,466,837	5,997,615
当期変動額合計	4,552,897	4,083,675
当期末残高	33,695,577	37,779,253
評価・換算差額等		
 その他有価証券評価差額金		
前期末残高	59,148	12,195
 当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	46,952	10,756
当期変動額合計	46,952	10,756
当期末残高	12,195	1,439
評価・換算差額等合計		
前期末残高	59,148	12,195
 当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	46,952	10,756
当期変動額合計	46,952	10,756
当期末残高	12,195	1,439
純資産合計		
前期末残高	29,201,828	33,707,773
当期変動額		
剰余金の配当	1,913,940	1,913,940
当期純利益	6,466,837	5,997,615
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	46,952	10,756
当期変動額合計	4,505,944	4,072,919
当期末残高	33,707,773	37,780,692

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	10,301,079	9,483,341
減価償却費	2,836,904	3,411,726
減損損失	-	1,030,207
貸倒引当金の増減額（ は減少）	10,014	36,960
退職給付引当金の増減額（ は減少）	8,619	45,066
ポイント引当金の増減額（ は減少）	98,619	348,919
賞与引当金の増減額（ は減少）	13,536	12,088
固定資産除却損	150,948	127,177
受取利息及び受取配当金	90,558	117,025
売上債権の増減額（ は増加）	451,601	2,097,816
たな卸資産の増減額（ は増加）	176,016	271,288
仕入債務の増減額（ は減少）	139,463	248,715
その他	464,846	560,498
小計	13,912,893	12,863,717
利息及び配当金の受取額	90,558	117,025
法人税等の支払額	4,544,910	3,675,871
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,458,541	9,304,871
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,819,204	8,459,535
無形固定資産の取得による支出	90,239	12,069
関係会社短期貸付金による支出	15,038,554	20,895,016
関係会社短期貸付金の回収による収入	10,035,792	20,582,467
その他の支出	115,156	130,934
その他の収入	8,726	15,939
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,018,635	8,899,150
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	1,913,202	1,912,493
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,913,202	1,912,493
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,473,296	1,506,772
現金及び現金同等物の期首残高	4,069,441	2,596,145
現金及び現金同等物の期末残高	2,596,145	1,089,372

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>機械設備 6～15年 空中線設備 10～21年 建物 3～31年 (会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これによる「営業利益」、「経常利益」、「税引前当期純利益」及び「当期純利益」に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これにより、「営業利益」、「経常利益」、「税引前当期純利益」がそれぞれ105,567千円及び「当期純利益」が63,592千円減少しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 機械設備 定率法を採用しております。 機械設備を除く有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>機械設備 9年 空中線設備 10～21年 建物 3～38年 (会計方針の変更)</p> <p>機械設備の減価償却方法について定額法を採用していましたが、当事業年度より定率法に変更しております。</p> <p>この変更は、料金値下げ競争の激化により収益構造の不透明さが増していることを踏まえ、投下資本の早期回収による財務体質の健全化を図るため、また、近年のお客様ニーズの高度化に起因する激しい技術開発競争により、同業他社に対抗した更新投資が必要不可欠であることから、ネットワーク設備の経済的陳腐化の加速に対応した償却方法に変更することにより、費用の期間配分の適正化を図るために行うものであります。</p> <p>この変更により、従来と同一の基準によった場合と比べて、当事業年度の減価償却費は639,286千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額及び当期純利益が384,994千円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>電気通信事業用の固定資産のうち、機械設備については、平成20年度の法人税法改正を契機に耐用年数の見直しを行った結果、耐用年数9年を採用しております。</p> <p>この結果、従来と同一の基準によった場合と比べ、当事業年度の減価償却費は449,258千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額及び当期純利益が270,553千円増加しております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3)</p> <p>(4) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については該当がないため、これによる財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>(4) 長期前払費用 同左</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>貯蔵品</p> <p>移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) (会計方針の変更)</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準 第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する事業年度から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>貯蔵品</p> <p>移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、当事業年度末においては年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、前払年金費用(12,664千円)を投資その他の資産の「その他の投資及びその他の資産」に計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(3) ポイント引当金</p> <p>将来のポイントサービス(「ポイント」)の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(3) ポイント引当金</p> <p>同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(4) 賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額基準により計上 しております。 (5) 役員賞与引当金 役員に対し支給する役員賞与の支出 に充てるため、支給見込額により当事業 年度負担額を計上しております。	(4) 賞与引当金 同左 (5) 役員賞与引当金 同左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取引 に係る方法に準じた会計処理によってお ります。	
6. キャッシュ・フロー計算 書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び 容易に換金可能であり、かつ、価値の変動 について僅少なリスクしか負わない取得 日から3ヶ月以内に償還期限の到来する 短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事 項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっ ております。	消費税等の会計処理 同左

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(損益計算書) 電気通信事業会計規則の改正に伴い、従来、電気通信事 業営業費用に含めておりました端末販売にかかる販売奨 励金等について、当事業年度より附帯事業営業費用に含め ることとしました。 これに伴い、電気通信事業営業費用は6,052,047千円減少 し、電気通信事業営業利益および附帯事業営業費用は同額 増加、附帯事業営業利益は同額減少しております。営業利 益、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益に与える 影響はありません。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
関係会社に対する負債	関係会社に対する負債
買掛金 982,704千円	買掛金 733,989千円
未払金 1,483,322千円	未払金 1,871,572千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)								
1. 関係会社からの移動機仕入高 (販売原価相当額) 8,636,028千円	1. 関係会社からの移動機仕入高 (販売原価相当額) 7,057,603千円								
2. 関係会社に係る営業外収益 受取利息 88,554千円	2. 関係会社に係る営業外収益 受取利息 115,016千円								
	3. 当事業年度において、当社は以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しております。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行800MHz 帯設備 (沖縄県)</td> <td>電気通信 事業用</td> <td>機械設備 等</td> <td>1,030,207</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (千円)	現行800MHz 帯設備 (沖縄県)	電気通信 事業用	機械設備 等	1,030,207
場所	用途	種類	減損損失 (千円)						
現行800MHz 帯設備 (沖縄県)	電気通信 事業用	機械設備 等	1,030,207						
	<p>当社は主に携帯電話サービスの提供を行う電気通信事業者であり、通信ネットワーク全体でキャッシュ・フローを生成していることから、全社を1つの資産グループとしております。</p> <p>当事業年度において、周波数再編により、平成24年7月以降使用を停止する現行800MHz帯設備について、当該設備に対応した携帯電話端末の契約者が減少傾向にあることを受け、当該設備から生み出すキャッシュ・フローの収支管理体制を整備し、収支の把握が実現可能となったことから、同資産グループを独立した資産グループに区分変更しました。</p> <p>現行800MHz帯設備に係る資産グループについては、現行800MHz帯に対応した携帯電話端末の契約者が減少し、設備稼働が減少傾向にあること等から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失1,030,207千円として特別損失に計上しております。その内訳は、機械設備982,947千円、その他47,260千円であります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.3%で割り引いて算定しております。</p>								

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	273,420	-	-	273,420
合計	273,420	-	-	273,420
自己株式				
-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月15日 定時株主総会	普通株式	956,970	3,500	平成19年3月31日	平成19年6月18日
平成19年10月18日 取締役会	普通株式	956,970	3,500	平成19年9月30日	平成19年12月5日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月17日 定時株主総会	普通株式	956,970	利益剰余金	3,500	平成20年3月31日	平成20年6月18日

当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	273,420	-	-	273,420
合計	273,420	-	-	273,420
自己株式				
-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月17日 定時株主総会	普通株式	956,970	3,500	平成20年3月31日	平成20年6月18日
平成20年10月21日 取締役会	普通株式	956,970	3,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月16日 定時株主総会	普通株式	1,025,325	利益剰余金	3,750	平成21年3月31日	平成21年6月17日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記さ れている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在) (千円)		現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記さ れている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	2,596,145	現金及び預金勘定	1,089,372
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	-	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	<u>2,596,145</u>	現金及び現金同等物	<u>1,089,372</u>

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引				1. ファイナンス・リース取引 重要性が乏しいため記載を省略しております。	
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額					
	工具、器具 及び備品 (千円)	車両 (千円)	合計 (千円)		
取得価額相当額	152,209	71,601	223,810		
減価償却累計額 相当額	65,819	32,916	98,735		
期末残高相当額	86,390	38,684	125,074		
<p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に 占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払 利子込み法によっております。</p>					
2. 未経過リース料期末残高相当額					
1年内				59,250千円	
1年超				65,824千円	
合計				125,074千円	
<p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産 の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法 により算定しております。</p>					
3. 支払リース料及び減価償却費相当額					
支払リース料				55,712千円	
減価償却費相当額				55,712千円	
4. 減価償却費相当額の算定方法					
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。					
				2. オペレーティング・リース取引 重要性が乏しいため記載を省略しております。	

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	50,000	90,750	40,750
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	50,000	90,750	40,750
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	48,907	28,416	20,491
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	48,907	28,416	20,491
合計		98,907	119,166	20,258

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(平成21年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	50,000	75,250	25,250
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	50,000	75,250	25,250
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	48,907	26,048	22,859
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	48,907	26,048	22,859
合計		98,907	101,298	2,390

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金基金制度を設けております。

また、企業年金基金は平成15年4月に設立されたK D D I企業年金基金に加入しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	636,461	616,704
(2) 年金資産(千円)	515,929	515,138
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	120,532	101,565
(4) 未認識過去勤務債務(千円)	66,049	59,444
(5) 未認識数理計算上の差異(千円)	199,246	115,943
(6) 退職給付引当金() / 前払年金費用 (3)+(4)+(5)(千円)	12,664	45,066

(注) 前払年金費用は、投資その他の資産の「その他の投資及びその他の資産」に計上しております。

3. 退職給付費用の内訳

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(1) 勤務費用(千円)	48,593	51,138
(2) 利息費用(千円)	10,141	11,139
(3) 期待運用収益(千円)	10,895	10,318
(4) 過去勤務債務の費用処理額(千円)	6,604	6,604
(5) 数理計算上の差異の費用処理額(千円)	6,029	18,807
(6) 退職給付費用(千円)	47,264	64,161

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
(1) 割引率(%)	2.0	2.0
(2) 期待運用収益率(%)	2.0	2.0
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の処理年数	14年	同左
	(過去勤務債務は、その発生時の従業員平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	14年	同左
	(各事業年度の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。)	

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
固定資産除却費否認	2,872	6,672
減価償却費超過額	96,818	245,032
減損損失	-	410,022
未払事業税否認	137,150	190,005
未確定債務否認	37,419	38,971
退職給付費用否認	-	17,936
前受金否認	238,506	359,201
ポイント引当金否認	465,782	604,652
賞与引当金否認	40,172	44,983
貯蔵品評価損否認	406	4,581
その他	1,155	13,316
繰延税金資産計	1,020,284	1,935,376
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	8,062	951
繰延税金負債計	8,062	951
繰延税金資産の純額	1,012,221	1,934,425

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
法定実効税率	(%)	(%)
(調整)	39.8	39.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
税額控除に伴う調整額	2.7	3.1
その他	0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.2	36.8

(持分法損益等)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を早期適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社の役員及びその近親者が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	KDDI株式会社	東京都新宿区	141,851	電気通信事業	(被所有)直接 51.51% 間接 -	携帯電話端末の仕入、通信設備の購入及び保守の委託等 役員の兼任 3名	業務受託及びアクセスチャージ（受取）	551,067	-	-
							貸付金の回収	10,035,792	関係会社短期貸付金	14,998,915
							資金の貸付	15,038,554		
							利息の受取	88,554	-	-
							携帯電話端末及び関連商品の購入	9,059,746	買掛金	982,704
							通信システム等の購入	1,140,181	未払金	223,616
							業務委託及びアクセスチャージ（支払）	1,948,674	未払金	9,081
							システム使用料・保守料	1,077,626	未払金	768,499
							支援・指導料	541,854	未払金	47,962

（注）上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託及び業務委託については、双方協議のうえ卸電気通信役務の提供に関する契約等を締結しております。また、アクセスチャージについては、双方協議のうえ相互接続に関する協定を締結しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 携帯電話端末の仕入及び通信設備の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
4. システム使用料・保守料については、交渉のうえ定められた利用・保守契約に関する取引条件に基づき支払っております。
5. 支援・指導料については、経営及び業務支援の対価として、協議のうえ定められた料率を基に算定し支払っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 親会社に関する情報

KDDI株式会社（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	KDDI株式会社	東京都新宿区	141,851	電気通信事業	(被所有)直接 51.51% 間接 -	携帯電話端末の仕入、通信設備の購入及び保守の委託等 役員の兼任 3名	業務受託及びアクセスチャージ(受取)	618,274	-	-
							貸付金の回収	20,582,467	関係会社短期貸付金	15,311,464
							資金の貸付	20,895,016		
							利息の受取	115,016	-	-
							携帯電話端末及び関連商品の購入	7,148,795	買掛金	733,989
									未払金	711
							通信システム等の購入	3,397,576	未払金	200,225
							業務委託及びアクセスチャージ(支払)	2,105,814	未払金	118,059
							システム使用料・保守料	1,115,838	未払金	838,337
支援・指導料	512,002	未払金	45,464							

(注) 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託及び業務委託については、双方協議のうえ卸電気通信役務の提供に関する契約等を締結しております。また、アクセスチャージについては、双方協議のうえ相互接続に関する協定を締結しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 携帯電話端末の仕入及び通信設備の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
4. システム使用料・保守料については、交渉のうえ定められた利用・保守契約に関する取引条件に基づき支払っております。
5. 支援・指導料については、経営及び業務支援の対価として、協議のうえ定められた料率を基に算定し支払っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 親会社に関する情報

KDDI株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	123,282.03円	1株当たり純資産額	138,178.23円
1株当たり当期純利益金額	23,651.66円	1株当たり当期純利益金額	21,935.54円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益(千円)	6,466,837	5,997,615
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	6,466,837	5,997,615
期中平均株式数(株)	273,420	273,420

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【固定資産等明細表】

資産の種類	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	期末残高 (千円)	減価償却累計 額又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引期末残高 (千円)
有形固定資産							
電気通信事業有形固定資産							
機械設備 (注)1、2、6	25,759,692	4,895,402	1,514,507 (982,947)	29,140,587	20,082,029	2,575,265	9,058,557
空中線設備 (注)3、6	7,375,939	945,631	225,063 (45,932)	8,096,507	3,188,740	465,069	4,907,766
市外線路設備	32,435	1,542	-	33,978	30,535	467	3,442
土木設備	68,599	22,165	-	90,765	36,826	2,012	53,938
建物 (注)4	2,935,911	1,880,351	30,717	4,785,545	1,125,396	144,806	3,660,149
構築物	781,636	107,666	2,518	886,785	541,605	47,886	345,180
機械及び装置	811	-	-	811	786	8	24
車両	-	132,847	-	132,847	2,214	2,214	130,633
工具、器具及び備品 (注)6	407,187	191,695	4,767 (1,328)	594,115	219,652	57,906	374,463
土地	516,962	27,619	-	544,581	-	-	544,581
建設仮勘定 (注)5	917,370	7,822,788	8,397,656	342,503	-	-	342,503
合計	38,796,547	16,027,710	10,175,229 (1,030,207)	44,649,028	25,227,787	3,295,635	19,421,241
附帯事業有形固定資産	-	5,919	-	5,919	474	474	5,444
有形固定資産合計	38,796,547	16,033,630	10,175,229 (1,030,207)	44,654,947	25,228,262	3,296,110	19,426,685
無形固定資産							
電気通信事業無形固定資産							
施設利用権	145,326	87,135	-	232,461	102,773	11,157	129,688
ソフトウェア	75,643	11,171	21,611	65,203	33,022	10,540	32,181
借地権	2,000	-	-	2,000	-	-	2,000
電話加入権	7,255	-	-	7,255	-	-	7,255
合計	230,224	98,307	21,611	306,920	135,795	21,697	171,124
附帯事業無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産合計	230,224	98,307	21,611	306,920	135,795	21,697	171,124
長期前払費用	556,363	116,126	11,392	661,096	372,404	93,918	288,692
長期前払費用合計	556,363	116,126	11,392	661,096	372,404	93,918	288,692

- (注) 1. 機械設備の主な増加は、基地局設備及び交換局設備の新設及び増設によるものであります。
 2. 機械設備の主な減少は、基地局設備及び交換局設備の減損及び除却によるものであります。
 3. 空中線設備の主な増加は、基地局設備の鉄塔及びアンテナの新設及び増設によるものであります。
 4. 建物の主な増加は、交換局設備の新設によるものであります。
 5. 建設仮勘定の主な増加は、通信設備の新設及び増設によるものであります。
 6. 当期減少額の()は内書きで、減損損失の金額であり取得価額より控除しております。

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

科目	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額		期末残高 (千円)
			目的使用 (千円)	その他 (千円)	
貸倒引当金 (注) 1、2	236,623	273,584	165,465	71,158	273,584
退職給付引当金 (注) 1、3	-	64,161	6,430	12,664	45,066
ポイント引当金 (注) 1	1,170,308	1,318,201	969,281	-	1,519,228
賞与引当金 (注) 1	100,936	113,025	100,936	-	113,025
役員賞与引当金 (注) 1	13,300	15,480	13,300	-	15,480

(注) 1. 引当金の計上理由及び金額の算定方法については、注記事項の重要な会計方針 4. 引当金の計上基準に記載しております。

2. 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、洗替えによる減少額であります。

3. 退職給付引当金の当期減少額の「その他」は、前払年金費用の取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

(イ) 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	455
預金	
当座預金	10
普通預金	1,083,926
別段預金	4,980
小計	1,088,917
合計	1,089,372

(ロ) 売掛金

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
4,160,736	50,983,253	48,885,436	6,258,552	88.65	37.3

(注) 1. 上記金額には消費税等が含まれております。

2. 売掛金については、その大部分が電気通信事業に係わるものであり、電気通信事業法第4条「秘密の保護」との関係において、相手先別の内容は記載しておりません。

(ハ) 貯蔵品

品名	金額(千円)
携帯電話端末機器及び付属品	823,417
販促物品等	48,956
その他	736
合計	873,110

(二) 関係会社短期貸付金

貸付先	金額(千円)
KDDI株式会社	15,311,464
合計	15,311,464

負債の部

(イ) 買掛金

仕入先	金額(千円)
KDDI株式会社	733,989
合計	733,989

(ロ) 未払金

項目	金額(千円)
統合システム使用料	749,706
設備及び工事代金	338,821
販売手数料等	351,842
外部作業委託費	288,685
回収代行情報料	215,263
広告宣伝費	121,946
業務回線委託費	192,959
その他	752,973
合計	3,012,200

(ハ) 未払法人税等

項目	金額(千円)
法人税	1,721,800
住民税	313,000
事業税	477,400
合計	2,512,200

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	第2四半期 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	第3四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第4四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
営業収益(千円)	11,654,435	11,581,786	11,471,011	11,379,973
税引前四半期純利益金額 (千円)	2,345,277	2,985,273	3,105,857	1,046,932
四半期純利益金額(千円)	1,437,422	1,931,787	1,961,467	666,938
1株当たり四半期純利益金 額(円)	5,257.20	7,065.27	7,173.82	2,439.25

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故そのほかやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL http://www.au.kddi.com/chiiki/okinawa/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第17期）（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）平成20年6月17日沖縄総合事務局長に提出。

(2) 四半期報告書及び確認書

（第18期第1四半期）（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）平成20年8月12日沖縄総合事務局長に提出。

（第18期第2四半期）（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）平成20年10月30日沖縄総合事務局長に提出。

（第18期第3四半期）（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）平成21年2月2日沖縄総合事務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月16日

沖縄セルラー電話株式会社

取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 直樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加地 敬 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄セルラー電話株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月11日

沖縄セルラー電話株式会社

取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 直樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加地 敬 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄セルラー電話株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は機械設備の減価償却方法について定額法を採用していたが、当事業年度より定率法に変更している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、沖縄セルラー電話株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、沖縄セルラー電話株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。